

# 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する 実務研究会（第9回）議事概要

- 1 開催日時：平成22年9月10日（火）14：00～16：00
- 2 開催場所：都道府県会館 407会議室
- 3 出席委員：安西委員、五十木委員、大滝委員、荻野委員、佐藤委員、須賀委員、高地委員、竹腰委員、長岡委員、山崎委員
- 4 主な議題：
  - 仮住民票の作成等に係る流れについて
  - 法務省と市町村とのシステム連携について
  - 特別永住者証明書に係る市町村の事務について
- 5 議事の概要：
  - (1) 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会運営要綱（事務局）・・・資料1-①
  - (2) 仮住民票の作成等に係る流れについて（事務局）・・・資料2-①
  - (3) 仮住民票の作成等に係る流れについて（法務省）・・・資料2-②
  - (4) 法務省と市町村とのシステム連携について（法務省）・・・資料3
  - (5) 特別永住者証明書に係る市町村の事務について（法務省）・・・資料4
  - (6) 意見交換等  
（仮住民票の作成等に係る流れについて）
    - ・ 正字への置き換えについては、仮住民票を通知する際にできるだけ丁寧な補足説明を付記する必要があるのではないか。
    - ・ 在留カード等における「正字」の範囲を検討する際には、特別永住者の漢字氏名に用いられている字体を考慮する必要があるのではないか。
    - ・ 仮住民票の印刷、発送にかかる時間等を考慮すれば、施行日までの準備期間を3ヶ月間確保できるようにするため、基準日は4月中旬を目処に設定することとしてはどうか。

- ・ ゴールデンウィークの期間を有効に活用でき、かつ4月中旬が繁忙期であることを考慮すれば、基準日は5月上旬に設定することも考えられるのではないか。
- ・ 仮住民票のふりがなの記載について、外登上新カタカナ併記名がない場合であっても、市町村においてふりがなを振った上で、通知するといった対応は考えられないか。
- ・ ふりがなは日本風の読み方も本国風の読み方も想定されるため、仮住民票通知の場面で、本人の確認なしにふりがなを振ることには慎重であるべきではないか。
- ・ 仮住民票でふりがなを記載しなかった場合、後々どの時点でふりがなを振るかについて、その対応を検討する必要があるのではないか。

(法務省と市町村の情報連携について)

- ・ 法務省の情報連携端末と住民票DBサーバとの連携について、回線による場合、ネットワーク障害発生時には住基ネットのように媒体方式も選択できるような形での運用も検討する必要があるのではないか。

(特別永住者証明書に係る市町村の事務について)

- ・ 特別永住者の届出等に係る代理の範囲については、柔軟に対応できるよう検討する必要があるのではないか。

以上